

# ストレスチェックサービス のご案内

労働安全衛生法の  
改正に伴い、  
従業員に対する  
ストレスチェックが  
義務化されます！

労働安全衛生法の改正に伴い、2015年12月より従業員50名以上の事業場は、従業員に対するストレスチェックを実施することが義務化されます(従業員50名未満の事業場は、当面努力義務とされています)。

## 労働安全衛生法の改正への対応は進んでいますか？



### **無料** 東京海上日動のストレスチェックサービスをご利用ください！

労働安全衛生法の改正にあわせて、2015/12/1からサービス内容をレベルアップします！

検査項目は、厚生労働省によって使用が推奨されている「職業性ストレス簡易調査票(57項目)」を使用しています！

検査終了後、すぐに従業員様ごとのストレスプロフィール(個人ごとのストレスの特徴や傾向を数値、図表等で示したもの)を確認いただけます！

**レベルアップ ①** メールアドレスをお持ちの従業員様に加えて、メールアドレスをお持ちでない従業員様にもストレスチェックサービスを提供できます！  
(※)Webサイトを通じて提供いたします(PC・タブレット等を使用して、検査を実施いただけます)。

**レベルアップ ②** ストレスチェックを受けていない従業員様にリマインドメールを発信できます！  
(※)メールアドレスを登録いただいた従業員様に限ります。

**レベルアップ ③** ストレスチェックの結果について、集団的に分析した結果をお客様に提供します！  
これにより、職場ごとのストレスの状況を把握することができます。

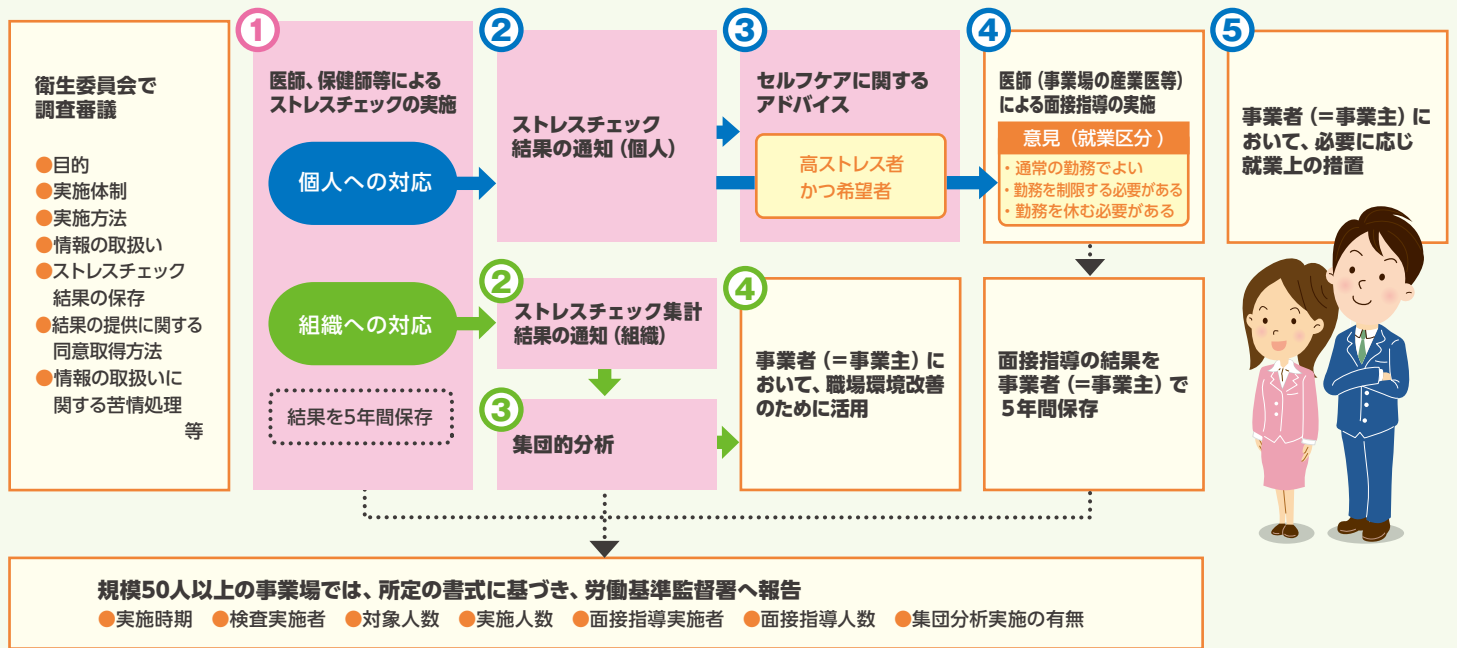
(※)上記以外にも、労働安全衛生法の改正に対応するため、以下の改定を2015/12/1から実施します。  
・高ストレス者の基準と相談窓口の設定(検査で高ストレス者に該当した従業員様に対して、設定いただいた相談窓口を通知できます)  
・検査の実施者となる産業医様等に対する、ストレスチェック結果の提供  
・ストレスチェック結果の保存(東京海上日動メディカルサービス(サービス提供会社)が、実施事務従事者として、5年間保管します)

裏面も  
ご覧ください



# ストレスチェック制度の全体像(イメージ)と本サービスの対応範囲

(※) 色を付けた四角部分 について、ストレスチェックサービスで対応可能です。



## ●ストレスチェックサービスのほか、メンタルヘルス対策を中心に、以下の経営・労務に関するサービスが無料でご利用いただけます!

この機会にぜひご利用ください!

ご利用の場面		サービス内容
トラブルの早期発見・早期対応	最近休みがちな従業員について、専門家に相談したい。	メンタルケア・ホットライン
トラブルの改善対応・事後対策	メンタルヘルス不調を抱える退職者を職場復帰させるために、社内の体制整備をしたい。	休業職場復帰サポート
	パワハラやセクハラなどの再発防止のために、社内で管理職向けのセミナーを開催したい。	労務トラブル防止セミナー
日常サポート	助成金や労務リスクの診断を受けたい。	経営支援・診断サービス
	事業継承に関する自社株評価額対策や相続対策などについて、専門家に相談したい。	法律・税務・労務ホットライン
	家族の介護で困っている従業員の相談窓口がほしい。	デイリーサポート

※このチラシは、経営・労務サポートサービスの概要を記載したものです。詳しくは「経営・労務サポートサービス サポートブック」をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または東京海上日動にご連絡ください。ご不明点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

※各サービスメニューは、予告なく変更となる場合があります。また、一部の地域ではご利用いただけないサービスもございますのでご了承ください。

※各サービスメニューは、東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。

## サービスの対象となる方

### 次の制度または保険にご加入の方が対象です。

- 全国商工会議所の業務災害補償プラン(あんしんプロテクトW)
- 東京商工会議所の業務災害補償共済(売上高方式)(あんしんプロテクトW)
- 全国中小企業団体中央会の業務災害補償制度(経営ダブルアシスト)
- 商工会の業務災害保険
- 使用者賠償責任担保特約をセットしているTプロテクション(一般傷害保険)

### お問い合わせ先

[取扱代理店]

[引受保険会社]

東京海上日動火災保険株式会社

[担当課支社]